

令和8年度教育施設利用の手引き

◆入園受付

受付場所	入園を希望する施設	
受付時間	各施設の開設日の開設時間内	
受付期間	令和8年4月入園	◇幼稚園 令和7年12月 1日(月) から 令和7年12月24日(水) 午後3時まで ◇認定こども園(幼稚園部分) 令和7年12月 1日(月) から 令和7年12月16日(火) まで ※受付期間以降も定員以内であれば随時受け付けます。
	令和8年5月以降 年度途中入園	随時受付

◆入園申込みができる児童

赤磐市に住民登録があり、かつ赤磐市内に保護者と居住している

令和2年4月2日から令和5年4月1日生まれの児童

※児童の住所が赤磐市外にある場合や、赤磐市外の幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)を利用したい場合は、申込手続きが通常と異なりますので、幼稚園に関しては教育総務課へ、認定こども園(幼稚園部分)に関しては子育て支援課へお問い合わせください。

クラス年齢	生年月日
5歳児	令和 2年4月2日 ~ 令和 3年4月1日生まれ
4歳児	令和 3年4月2日 ~ 令和 4年4月1日生まれ
3歳児	令和 4年4月2日 ~ 令和 5年4月1日生まれ

この手引きには、赤磐市の幼稚園または認定こども園(幼稚園部分)の支給認定、入園申込みに関する手続きや必要書類等について記載しています。内容をよく読んで、手続きを行ってください。また、令和8年度中は大切に保管しておいてください。

お問い合わせ先

■幼稚園

赤磐市教育委員会 教育総務課 TEL: 086-955-6807

■認定こども園(幼稚園部分)

赤磐市役所 子育て支援課 TEL: 086-955-2635



赤磐市マスコット
キャラクター
あかいわももちゃん

1 通園区域について

幼稚園は、下表のとおり通園区域があります。ただし、通園区域の幼稚園よりも、自宅からあきらかに近い幼稚園がある場合は新入園の時または転入・転居の時に限りどちらかを選択することができます。また、通園区域外の市内幼稚園へ入園を希望する場合は、定員に空きがあれば希望する幼稚園に入園申込みをすることができますので、教育総務課へご相談ください。なお、小学校は学区に基づいて就学することになりますのでご注意ください。

認定こども園（幼稚園部分）には通園区域はありません。

◆幼稚園

	施設名	通園区域 【園選択が対象となる地域】	定員（人）			所在地	電話番号
			3歳児	4歳児	5歳児		
公立	山陽幼稚園	馬屋・和田・岩田・穂崎・長尾・立川・河本・下市・熊崎・南方・斎富・沼田・中島・日古木・二井・高屋・上市・正崎・五日市・尾谷・津崎・神田・鴨前・西中・下仁保・上仁保・斗有	30	30	30	高屋 434	(086) 955-0309
	山陽西幼稚園	市内全域	30	60	60	山陽 3丁目 10	(086) 955-8787
	ひかり幼稚園	桜が丘西 1～5丁目 【桜が丘東 1・2丁目】	30	60	60	桜が丘西 3丁目 30	(086) 955-3811
	山陽北幼稚園	桜が丘西 6～10丁目 【津崎・神田】	30	60	60	桜が丘西 9丁目 13-1	(086) 955-8155
	いわなし幼稚園	可真下・可真上・弥上・野間・稗田・石蓮寺・沢原・殿谷・佐古・岡・酌田・円光寺・吉原・河田原・釣井・徳富・小瀬木・松木・勢力・千駄・奥吉原	30	30	30	沢原 357	(086) 995-0551
	桜が丘幼稚園	桜が丘東 1～6丁目 【野間・可真上・弥上】	30	30	30	桜が丘東 6丁目 6-692	(086) 995-1275

※通園区域以外の公立幼稚園へ入園を希望する場合は、教育総務課へご相談ください。

◆認定こども園（幼稚園部分）

	施設名	通園区域	定員（人）			所在地	電話番号
			3歳児	4歳児	5歳児		
公立	赤坂ひまわりこども園	市内全域	3	3	4	町苅田 518	(086) 957-2004
私立	あすなろこども園	市内全域	5	5	5	桜が丘西 3丁目 14-19	(086) 955-5665
	いちょうの森こども園	市内全域	5	5	5	桜が丘東 3丁目 3-496	(086) 956-2022

2 入園申込み手続き

新規入園希望の方、認定こども園（幼稚園部分）を利用希望（継続利用含む）する方は入園申込みが必要です。継続して公立幼稚園を利用希望の場合は、入園申込みは不要です。

①必要書類の確認と取得

- この手引き等で必要書類を確認し、証明等が必要な場合は取得の手続きを進める。

②必要書類を入園希望施設へ提出

＜令和8年4月入園の場合＞

- 幼稚園
令和7年12月 1日（月）から
令和7年12月24日（水）
午後3時まで
- 認定こども園（幼稚園部分）
令和7年12月 1日（月）から
令和7年12月16日（火）

【必要書類】

- 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
- 個人番号（マイナンバー）の提供書

※該当者のみ提出する書類

- 園選択希望申請書
- 市町村民税の課税証明書

【提出先】

- 入園を希望する施設

- 「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に提出する。

※申込書は、児童1人につき1枚必要です。

※2園以上へ提出（併願）することはできません。

※各種書類は黒色のボールペンで記入してください。

消えるペンで記入されたものは無効です。

※赤磐市へ転入予定で申込をする場合は、申込書に転入予定住所と転入予定日を記入してください。住所が未定の場合は申込みできませんのでご注意ください。

（該当者のみ提出する書類）

- 「園選択希望申請書」通園区域の幼稚園よりも自宅から近い幼稚園を選択する場合、提出が必要です。
- 「市町村民税の課税証明書」令和7年1月1日・令和8年1月1日に保護者が赤磐市外に住民登録していた場合、提出が必要です。個人番号が提供された場合は、基本的に提出を省略可能ですが、個人番号を用いても課税状況が確認できない場合、提出を依頼することがあります。

③入園審査、内定通知

入園内定者には、入園施設から連絡があります。

- 内定後の入園施設より説明がありますので、入園の準備をしてください。

④入園の決定

「支給認定証」「入園許可通知書」等が交付されます。

- 交付された書類は大切に保管してください。

3 支給認定について

教育・保育給付の認定は、小学校就学前の児童をもつ保護者が保育施設等を利用する場合に、市が費用の一部を負担することになるため、児童の年齢や保育の必要性に応じて、市が1号から3号の区分に分けて認定を行うものです。幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）の利用は、保育を必要としない1号認定の児童が対象となります。

<支給認定の種類と利用可能施設>

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用可能施設
1号認定	3歳～5歳	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育所、認定こども園（保育所部分）＊
3号認定	0歳～2歳	あり	保育所、認定こども園（保育所部分）＊

＊保育所、認定こども園（保育所部分）の利用を希望する方は、保育施設や子育て支援課で配布する「令和8年度保育施設利用の手引き」をご確認ください。

4 保育料等について

- ◇保育料 無料
- ◇主食費・副食費 別途徴収
- ◇その他 材料・絵本代等が別途必要になります。

※幼稚園では、3歳児の給食は5月から開始するため、4月は主食費・副食費を徴収しません。
※市町村民税の所得割合算額が77, 101円未満の世帯、第3子以降の児童（小学3年生までの児童のうち、年齢の高い順から数えて第3子以降の児童）は、副食費が免除されます。

5 副食費の免除決定時期について

副食費の免除は、毎年4月と9月に世帯の市町村民税の所得割合算額により決定します。4月から8月分は「令和7年度市町村民税」、9月から3月分は「令和8年度市町村民税」により算定します。

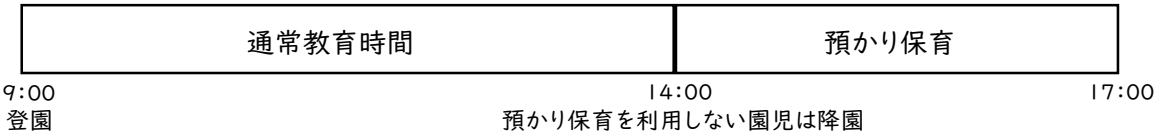
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度市町村民税の課税額に基づく副食費免除決定（令和6年中の所得）					令和8年度市町村民税の課税額に基づく副食費免除決定（令和7年中の所得）						

6 預かり保育・一時預かりについて

幼稚園では、在園中の3～5歳児を対象として、通常教育時間終了後～17時まで園児を預かる「預かり保育」を実施しています。認定こども園（幼稚園部分）でも同様に、「一時預かり」を実施しています。

預かり保育・一時預かりともに、保護者に就労など保育を必要とする要件がある場合、「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けると、利用料が無料になります。ただし、無料となる利用料には上限があります。詳しくは、各利用施設へお問い合わせください。

【利用時間のイメージ】



※長期休業中に利用する場合は、9時から17時まで預かり保育になります。
※幼稚園の3歳児（年少）は、原則、5月から利用可能です。就労状況等により4月のご利用を希望される方は利用施設へご相談ください。

令和8年度 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（兼児童台帳）

赤磐市長 様

次のとおり子どものための教育・保育給付認定及び施設の入園を申込みします。

なお、必要に応じて、私及び申込み幼児の属する世帯の市民税課税台帳及び世帯情報を閲覧すること、並びに、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和〇△ 年 〇月 △日

〒709-0898

保護者

住 所 赤磐市 下市 344

氏 名 赤 磐 太 郎

連絡先 (086) ×××-〇△□×

必ず日にちの記入をお願いします。

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定及び施設利用を申請します。

申込み幼児	(フリガナ) アカ イワ イチ ロー 赤 磐 一 郎	性別	年齢 (令和7年4月1日現在)	生年月日
		男・女	3歳	令和〇年 △月 □日
住 所	〒709-0898 赤磐市下市 344	認定者番号	4 5 × × × × 3 4 ※既に認定を受けている場合は記入してください。	
(転入予定住所)	〒	転入予定日	年 月 日	

赤磐市外から転入予定の方は、住所欄には現住所、
転入予定住所欄に赤磐市の住所を記入してください。

保護者

区分	氏 名	住 所 (申込み幼児と同じ場合は記入不要)	基準日現在の保護者の住所	
			R 7 年 1 月 1 日	R 8 年 1 月 1 日
父	(フリガナ) アカ イワ タ ロー 赤 磐 太 郎	〒700-0000 岡山市北区岡山町 123	☐ 赤磐市内 ☒ 赤磐市外 (岡山市)	☐ 赤磐市内 ☒ 赤磐市外 (岡山市)
母	(フリガナ) アカ イワ ハナ ヨ 赤 磐 花 子	〒	☒ 赤磐市内 ☐ 赤磐市外 ()	☒ 赤磐市内 ☐ 赤磐市外 ()
(保護者連絡先) 自宅電話番号 (086) ×××-〇△□×		緊急連絡先 父) 090-1234-×××× 母) 090-5678-〇〇〇〇		

利用を希望する施設

利用を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日 から ※令和 年 月 日まで ※希望終了日の日にちについては、年度途中で退園する希望がある場合のみ記入ください。
利用を希望する施設	あかいわ幼稚園
【通園区域外入園希望 園記入欄】 ※赤坂・吉井地域の方で幼稚園を希望する場合はこちらに記入してください。	第1希望
	第2希望
	第3希望

(裏面)

申込み幼児の家族構成（申込み幼児は除く。）

区分	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業（勤務先）・学校名等 （R 8 年 4 月 1 日現在）
申込み 幼児 以外 の 世 帯 員	赤 磐 太 郎	父	男	○	平成○年 1 月 1 日	△□株式会社
	赤 磐 花 子	母	女	○	平成○年 4 月 1 日	
	赤 磐 桜	姉	女	●	平成□年 5 月 1 日	赤磐小学校●年生
	赤 磐 桃	妹	女	◎	令和▲年 3 月 1 日	あかいわ保育園 (申込中)
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	該当がある場合☑をして ください。
生活保護の状況		☐受給している				
ひとり親世帯の状況		☐児童扶養手当 ☐ひとり親医療				
障がい者手帳等の交付等		☐受けている（身体・療育・精神）→受給者（ ） ☐特別児童扶養手当を受給している				

以下の欄は市役所が記入します。

受付	利用（入園）施設	認定者番号	認定区分
			号認定
	備 考		

記入例

支給認定申請に関する個人番号（マイナンバー）の提供書

次のとおり、子どものための教育・保育給付費及び子育てのための施設等利用給付費に係る支給認定の必要書類として、個人番号を提供します。

申請日 令和〇△ 年 □ 月 △× 日

申請者	ふりがな 保護者氏名	性別	生年月日	個人番号（マイナンバー）											
	あかいわ たろう 赤磐 太郎	男・女	平成〇年 1 月 1 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

【注意】・上記申請者は、認定申請書の保護者欄へ記載された方と同一にしてください。

・申請者の本人確認及び番号確認が必要です。確認できる資料を裏面へ添付してください。

○配偶者（ひとり親世帯については、記入は不要）及び施設利用児童の個人番号を全て記入してください。下記の者の個人番号については、申請者が確認して記入してください。

	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	個人番号（マイナンバー）											
配偶者	あかいわ はなこ 赤磐 花子	男・女	平成〇年 4 月 1 日	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	あかいわ いちろう 赤磐 一郎	男・女	令和〇年 △月 □日	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
施設利用児童		男・女	年 月 日												
		男・女	年 月 日												
		男・女	年 月 日												
		男・女	年 月 日												
		男・女	年 月 日												
		男・女	年 月 日												

配偶者及び施設利用児童の個人番号のみ記入が必要となります。
同じ世帯（同居している）でも施設を利用していない児童や祖父母等の個人番号の記入は不要です。

【備考】

- 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定に係る手続きの際に個人番号の申告が必要となりました。
- ご提出いただいた個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- 本提供書をご提出いただいた際には、上記の利用目的に同意していただいたものとみなします。
- 必要に応じて生計を一にする同居人等の個人番号の提出を求める場合があります。

裏へ（添付書類）

教育施設位置図

